

意見書案第9号

義務教育段階での学校給食費の完全無償化の早期実施等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月5日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 高 嶋 基 樹

賛成者 石 原 幸 雄

義務教育段階での学校給食費の完全無償化の早期実施等を求める意見書（案）

周知の様に、国では、令和8年度から小学校での給食費の無償化が自由民主党、公明党、日本維新の会の3党で合意されておりますが、今後は、中学校での給食費の無償化の実施が課題となっています。

一方、本市においては、令和6年度より、中学校での給食費の無償化（おおよそ1億1千万円）を実施していますが、小学校での給食費の無償化に要する費用はおおよそ2億円と試算されています。

ところで、青森県は、令和6年10月1日より、同県内の40市町村の全ての小中学校の給食費の無償化を実施しましたが、その際、先行して学校給食費の無償化を実施している17市町村についても、無償化相当額の8割を子育て支援の交付金として配布していると聞き及んでいます。

そこで、国においては、中学校での給食費の完全無償化の早期実施と、その為の予算化に際しては、本市において既に無償化を実施済みの中学校の給食費についても、国での無償化の対象となる様、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会